

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令新旧対照条文

目次

- 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）----- 1
- 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）（抄）----- 2

改正案	現行
<p>（派遣職員の給与等） 第十八条（略） 257（略） 8 国又は指定公共機関が派遣職員に対して支給した一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項の俸給、同法第十条の第二項の俸給の特別調整額、同法第十条の三第一項の本府省業務調整手当、同法第十条の四第一項及び第二項の初任給調整手当、同法第十条の五第一項の専門スタッフ職調整手当、同法第十一条第一項の扶養手当、同法第十一条の三から第十一条の七までの地域手当、同法第十一条の八第一項及び第三項の広域異動手当、同法第十一条の九第一項の研究員調整手当、同法第十一条の十第一項の住居手当、同法第十三条の二第一項の特地勤務手当、同法第十四条第一項及び第二項の特地勤務手当に準ずる手当、同法第十九条の四第一項の期末手当、同法第十九条の七第一項の勤勉手当並びに同法第十九条の八第一項の期末特別手当の支給額、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条の寒冷地手当の支給額並びに国家公務員災害補償法第九条各号に規定する公務災害補償に要する費用又はこれらに相当するもの並びに国又は指定公共機関が負担した国家公務員共済組合法第九十九条第二項第一号から第三号までに規定する負担金のうち派遣職員に係る額については、派遣を受けた都道府県又は市町村がこれを負担するものとする。</p>	<p>（派遣職員の給与等） 第十八条（略） 257（略） 8 国又は指定公共機関が派遣職員に対して支給した一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項の俸給、同法第十条の二第一項の俸給の特別調整額、同法第十条の三第一項及び第二項の初任給調整手当、同法第十条の四第一項の専門スタッフ職調整手当、同法第十一条第一項の扶養手当、同法第十一条の三から第十一条の七までの地域手当、同法第十一条の八第一項及び第三項の広域異動手当、同法第十一条の九第一項の研究員調整手当、同法第十一条の十第一項の住居手当、同法第十三条の二第一項の特地勤務手当、同法第十四条第一項及び第二項の特地勤務手当に準ずる手当、同法第十九条の四第一項の期末手当、同法第十九条の七第一項の勤勉手当並びに同法第十九条の八第一項の期末特別手当の支給額、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条の寒冷地手当の支給額並びに国家公務員災害補償法第九条各号に規定する公務災害補償に要する費用又はこれらに相当するもの並びに国又は指定公共機関が負担した国家公務員共済組合法第九十九条第二項第一号から第三号までに規定する負担金のうち派遣職員に係る額については、派遣を受けた都道府県又は市町村がこれを負担するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止） 第七条（略） 3 2 法第二条第三項に規定する指定職以上の職員並びに 一般職の職員の給与に関する法律第十九条の三第一項 の規定による管理職員特別勤務手当を支給される職員 であつて同法第十条の二第一項の規定による俸給の特 別調整額を支給されるもの及びその職務と責任がこれ に相当する職員として倫理監督官が定めるものは、そ の管理し、又は監督する職員が法又は法に基づく命令 に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足り る事実があるときは、これを黙認してはならない。</p>	<p>（職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止） 第七条（略） 3 2 法第二条第三項に規定する指定職以上の職員並びに 一般職の職員の給与に関する法律第十九条の三第一項 に規定する特定管理職員であつて同法第十条の二第一 項の規定による俸給の特別調整額を支給されるもの及 びその職務と責任がこれに相当する職員として倫理監 督官が定めるものは、その管理し、又は監督する職員 が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った疑い があると思料するに足りる事実があるときは、これを 黙認してはならない。</p>